

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第十項、第六条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項ただし書及び第二項、第十一条、第二十六条並びに第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第五条第十項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該上端からの水平距離が十メートル以内のもの

(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに対応する距離の二倍（当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあっては、五十メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

二 土石流 その流水が山麓さんろくにおける扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配こうはいが急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号八において「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であつて、

国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第三号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の二本の直線間の距離（当該距離が二百五十メートルを超える場合にあっては、二百五十メートル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑

り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）

第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積たいにより当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

二 土石流 その土地の区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該土石流により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石流の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から三十分間が経過した時において当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域であること。

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項）

第四条 法第八条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる

自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 急傾斜地の崩壊 イに掲げる区域の区分並びに当該区域の区分ごとに定めるロ及び八に掲げる事項

イ 土砂災害特別警戒区域について、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法により、行う区域の区分

ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存ずるとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

ハ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存ずるとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が

定める方法により算出した数値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

二 土石流 イに掲げる区域の区分及び当該区域の区分ごとに定めるロに掲げる事項

イ 土砂災害特別警戒区域について、土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法により、行う区域の区分

ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存ずるとした場合に土石流により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石流の高さ

三 地滑り 土砂災害特別警戒区域内に建築物が存ずるとした場合に地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から三十分間が経過した時において当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

（特定開発行為の制限の適用除外）

第五条 法第九条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 二 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（制限用途）

第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設

二 盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校及び幼稚園

三 病院、診療所及び助産所

（対策工事等の計画の技術的基準）

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。

二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。

三 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあつては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイから八までに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イから八までに定める基準に従い行うものであること。

イ のり切 地形、地質等の状況を考慮して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発することのないよう
に施行すること。

ロ 急傾斜地の全部又は一部の崩壊を防止するための施設 次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合するものであること。

(1) 土留 のり面の崩壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をせず、かつ、その裏面の排水に必要な水抜穴を有する構造であること。

(2) のり面を保護するための施設 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によりのり面を風化その他の侵食に対して保護する構造であること。

(3) 排水施設 その浸透又は停滞により急傾斜地の崩壊の原因となる地表水及び地下水を急傾斜地から速やかに排除することができる構造であること。

八 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び土石等の移動又は堆積により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

四 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあっては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うものであること。

イ 山腹工 山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により当該山腹の安定性を向上する機能

を有する構造であること。

ロ えん堤 土石流により流下する土石等を堆積することにより渓床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ 床固 渓流の土石等の移動を防止することにより渓床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ニ 土石流を開発区域外に導流するための施設 その断面及び勾配が当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安全に導流することができる構造であること。

五 土砂災害の発生原因が地滑りである場合にあっては、対策工事の計画は、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからへまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからへまでに定める基準に従い行うものであること。

イ 地滑り地塊の除去 地形、地質等の状況を考慮して、地滑りを助長し、又は誘発することのないよ

うに施行し、かつ、地滑り地塊の除去により形成されたのり面を安定するように施行すること。

ロ 水流の付替え 地形、地質、流水等の状況を考慮して、流水が速やかに流下するように施行すること。

ハ 排水施設 地滑りの原因となる地表水及び地下水を地滑り区域から速やかに排除することができる構造であること。

ニ 土留及びくい 地滑り力に対して安全な構造であること。

ホ ダム、床固、護岸、導流堤及び水制 地滑り地塊を安定させている土地を流水による浸食に対して保護する構造であること。

ヘ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

六 対策工事の計画及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画において定める高さが二メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同

令第七章の八の準用に関する部分を除く。）に定めるところによるものであること。

（費用の補助）

第八条 法第二十六条の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（緊急時の指示）

第九条 法第二十八条の政令で定める事務は、法第六条第一項及び第三項から第五項まで、第八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十五条第一項に規定する事務とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第二条 労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の

次に次の一号を加える。

十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号

）第十四条

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第三条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号

）第十四条

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第四条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の

次に次の一号を加える。

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条

（簡易保険福祉事業団法施行令の一部改正）

第五条 簡易保険福祉事業団法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第十四条

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第六条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

）第十四条

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第七条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号

）第十四条

（日本鉄道建設公団法施行令の一部改正）

第八条 日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七

号）第十四条

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第九条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

十七号)第九条第一項及び第十六条第一項の許可

第三条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十

六条第一項

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第十条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十

七号)第十四条

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

第十四条

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十二条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

(第十四条)

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第十三条 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第一項第六号中「又は変更された」を「若しくは変更された」に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第九条第三項」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第二十五条第一項」に改め、同項第七号中「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の下に「(昭和四十四年法律第五十七号)」を加える。

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この政令の施行前になされた法附則第五条の規定による改正前の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第九条第三項の規定による勧告に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合における沖縄振興開発金融公庫の当該家屋に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十六条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項及び第十六条第一項の許可

（都市基盤整備公団法施行令の一部改正）

第十七条 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十八条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表河川分科会の項中「及び治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）」を「
、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」に改める。

理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に伴い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の基準、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置に関する技術的基準、国土交通大臣が都道府県知事に対し指示することのできる事務等を定める必要があるからである。